

○金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百二十三条第一項第二十一号の七の規定に基づき、金融商品取引業協会の規則を次のように指定し、令和三年四月一日から適用する。

令和元年 月 日

金融庁長官 遠藤 俊英

（金融庁長官の指定する金融商品取引業協会の規則）

第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の七に規定する金融庁長官が指定する金融商品取引業協会の規則は、「金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の7に基づき店頭外国為替証拠金取引に関する情報の保存及び同項第21号の8に基づき報告に関する規則」（一般社団法人金融先物取引業協会規則）とする。

（協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者について、金融庁長官の指定するもの）

第二条 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の七に規定する協会規則を定め

る金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者について、金融庁長官の指定するものは、「金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の7に基づくと店頭外国為替証拠金取引に関する情報の保存及び回項第21号の8に基づくと報告に関する規則」（一般社団法人金融先物取引業協会規則）とする。